5　1、2及び4の規定は、スイスの障害保険の通常年金について準用する。ただし、給付を受ける権利を有する者が五十五歳に達しており、かつ、当該者の障害に関する要件を満たすための追加の検証が見込まれないことを条件とする。

第十九条　特別年金

1　第三条(a)(i)に掲げる者又はその遺族は、当該者又はその遺族がスイスの遺族保険による特別年金、障害保険による特別年金又は老齢保険による特別年金（スイスの遺族保険又は障害保険による特別年金に代わるもの）の申請を行う日の直前に当該者又はその遺族が少なくとも五年間継続してスイスの領域内に居住していた場合には、これらの特別年金について、スイス国民と同一の条件で受給する権利を有する。

2　1の規定の適用に当たっては、

(a)　関係者がスイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険から免除されていた期間については、考慮しない。

(b)　スイスにおける不在がいずれの暦年においても三箇月を超えない場合には、スイスの領域内における居住の期間を中断したものとはみなされない。三箇月の期間は、例外的な場合には、延長することができる。

第四部　雑則

第二十条　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b)　この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c)　自国の法令の変更（この協定の範囲及び実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2　両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十一条　手数料の免除又は減額及び認証

1　一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る手数料（行政上又は領事事務上の手数料を含む。）の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2　この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十二条　両締約国間の連絡

1　この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語又はスイスの公用語のうちの一の言語により、直接に連絡することができる。

2　この協定の実施に際し、日本国の権限のある当局及び実施機関は、スイスの公用語のうちの一の言語で作成されていることを理由として、また、スイスの権限のある当局及び実施機関は、日本語で作成されていることを理由として、申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十三条　情報の保護

1　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2　1の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a)　受領機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のために、かつ、受領国の法令その他関連する法律及び規則に従って使用することができる。

(b)　個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用及びそれにより得られた結果について伝達機関に対し通報する。

(c)　伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達機関は、受領機関に対し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

(d)　伝達機関及び受領機関は、関係者の申出に基づき、伝達された個人に関する情報の内容及びその伝達の目的を当該関係者に対し通報する。

(e)　伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従って廃棄される。

(f)　伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。

(g)　伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報が許可なく使用され、修正され、及び開示されることのないよう効果的に保護する。

第二十四条　申請、不服申立て及び申告の提出

1　一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2　一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十五条　給付の支払

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十六条　意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十七条　見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。